平成２３年（フ）第５３２号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目18番５号　メゾンピッコロ塚口302号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町７丁目１番18号
債務者　神山忠司こと　崔　　倉守
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４８０号
広島市中区本川町３丁目１番14―506号
債務者　前田小百合
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５１３号
広島市佐伯区観音台２丁目16番22号
債務者　吉田　　勉
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６４３号
広島市佐伯区藤垂園31番７号
債務者　中前　珠己
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６５７号
広島市安佐南区沼田町大字伴3400番地の５
債務者　杉本　博和
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７０５号
広島市安佐北区亀山８丁目28番８号
債務者　佐々木キヨコ
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７６８号
広島市安佐北区落合１丁目40番９号
債務者　馬場みゆき
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８号
福岡県飯塚市相田118番地１エクセルステージ502、前住所熊本市山室３丁目４番７号
債務者　高野　沙紀（旧姓時松）
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第３４号
福岡県嘉麻市大隈町468番地
債務者　渡邉　照代
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第２０２号
沖縄県浦添市勢理客２丁目15番６号山田共同住宅　202号
債務者　照屋　知子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２４号
北海道日高郡新ひだか町東静内148番地
債務者　井口　志乃（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
北海道日高郡新ひだか町静内柏台19番４号公住122―468
債務者　大堀小百合（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
北海道沙流郡日高町字厚賀町55番地の１
債務者　藁谷こずえ
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
秋田県由利本荘市石脇字田中64番地　リバティシティ５―101号室
債務者　仲村明誉史
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第２７号
秋田県由利本荘市大鍬町55番地２　メゾンフォーシーズンズ110
債務者　加藤久美子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第１０２号
福島市渡利字番匠町70番地の１　シティコア番匠105号
債務者　永山　朋子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２２３号
山梨県笛吹市一宮町塩田590番地１　県営一宮団地２―402
債務者　秋山　一枝
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
長野県松本市双葉10番Ｂ－１号　県営住宅
債務者　塩原　千恵
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
長野地方裁判所松本支部